

大阪市立鶴見小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年 4月 1日

大阪市立 鶴見小学校

校長 大東 正之

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

※ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. 本校の基本方針のポイント

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「自ら学ぶ意欲をもち、主体的に活動できる子ども」の育成のために「鶴見小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組（教職員・児童生徒の意識改革についての方策等）について
- ② 未然防止・早期発見のための取組について
- ③ 家庭・地域との連携について

※ 「いじめ」とされる中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相

談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であると考える。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題として「規律」「学力」「自己有用感」と認識し、「きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を持った子ども」を育てることを基本姿勢とする。

(1) よりよい授業づくりについて

- すべての児童が授業に参加できる、活躍できる授業が、学力向上にはもちろん、いじめをはじめとした生活指導上の諸問題の未然防止にもつながると考える。分かる授業づくりやチャイムが鳴ったら着席するという習慣、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など、日々の授業を通じて互いの授業を見せ合うことにより改善・解決に向かうと考える。

(2) 自己有用感を高めるために

- 児童会活動の一環であるたてわり班活動を中心に、毎週木曜日に行われる児童集会を始め、オリエンテーリングや鶴小まつりなど様々な行事に異学年交流で取り組み、与えられた役割を果たすことによって自分自身が自己有用感を感じ、高める機会になっている。
- 単に子どもが何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよいといった認識ではなく、個々の児童生徒の年齢や発達段階に応じた場や機会を提供していく。その上で、他の生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことを学年・学級の実態に応じて場や機会を設定していく。

※ 自己有用感とは

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があつて感じることのできる自己の有用性のことを自己有用感と呼びます。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- 未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい

態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まるこ
とを踏まえ、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も合理的で最も有効な対策になることと思われる。その考え方を教職員一同が共通理解し、毅然とした態度をとり続けることが上記の雰囲気の醸成につながることだと考える。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①児童のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応することを基本に気づきながらの見逃しや相談を受けながらの対応を先延ばしはしない意識を高くもたなければならぬ。
- 気になる行為や変化が見られたときには管理職や生活指導部を中心に即座に対処し、5W 1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を基本にメモをし、職員が共用しやすいように心がけ、今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に行い、積極的に活用していくことが大切だと考える。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被
害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指
導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主
眼を置いた指導を行う。

- まず、いじめの疑いがあるような行為が発見された場合には、いじめ対策のための「組織」
が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。ただし、加害児童に対して指導を行つ
ているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や犯罪行為として認め
られるものの場合には関係諸機関とも連携を取り、必要な対応を行っていくこととする。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

学校長をはじめ、教頭、教務主任、養護教諭、特別支援学級担当者、生活指導部長、当該学
級の担任を基本として組織構成をする。

○ 年間計画の立案

授業改善に関する取組、児童の友人関係、集団づくり、社会性育成などを目的とした取組、いじめに関する学習に関する取組、いじめをなくすための児童会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組、健康アンケートや個人面談などについてリストアップし年間計画を作成することを基本とすることからたてわり班の交流活動を中心にしておくことや、校内での研究授業を実施することにより、教師の授業力向上を図る。また児童会活動でのあいさつ週間などを継続して行い、上記にある児童の友人関係や社会性育成を目的とした取組を行っていく。

(例)

- ①児童対象いじめアンケート調査 年3回
- ②人権教育実践研修会 年1回

(2) 保護者や地域・関係機関との連携

- ・ 児童生徒の実態や保護者のニーズから見えてきた課題を学級担任任せの取組ではなく学年共通、全校共通の取組に代えることを前提に進めていく。また、関係機関との連携についても窓口を設定し、常々情報を整理し、共通理解を図る。
- ・ ホームページや学校だよりを通して情報発信や啓発を行う。

7. 重大事案への対処

いじめの疑いに関する情報があった場合

- 「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を学校長に報告
- 被害児童及びその保護者への適切な情報提供について十分に配慮する。

重大事態が発生した場合

- 学校長に重大事態の発生を報告（※学校長から地方公共団体の長等に報告）
- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校を調査主体とした場合

(学校長が重大事態の調査の主体を判断する)

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※ 第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※ これまでに学校で先行して調査をしている場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

- いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）

※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはあってはならない。

※ 得られたアンケートでは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

- 調査結果を学校長に報告（※学校長から地方公共団体に長等に報告）

※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

- 上記の調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

- ※ いじめ発見の際の流れ（例）
- 常に状況把握に努める
 - 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応

いじめ情報

↓

①情報を集める。（教職員、児童、保護者、地域住民、その他から

↓ 「組織」に情報を集める。※いじめを発見した場合

はその場でその行為を止める）

②指導・支援体制を組む。（「組織」で指導・支援体制を組む。※学級担

↓ 任等、養護教諭、生活指導担当教員、管理職

などで役割を分担）

③-A 子どもへの指導・支援を行う

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題と捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

3-B 保護者と連携する

- ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

○上記における「組織」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察経験者などから構成されることが考えられる。

しかし、事案によってはこれがすべてではなく学校長の判断によつて校内組織（管理職、生活指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任等）による取り組みも考えられる。

○連絡系統図

